

# いわゆる「育成問題」について

## —— 日高地方における軽種馬生産の研究（4） ——

進藤賢一・岩崎 徹

### 1. はじめに—課題—

日本の競馬と軽種馬生産は、戦後の「高度成長」に支えられて急成長した。

日本の軽種馬生産は歴史も浅く、その特徴は欧米の「競馬先進国」とは異なり、軽種馬生産の担い手の多くが農民であり、その農民の農地を利用して馬の生産・管理が行われている点であろう<sup>1)</sup>。したがって日本の軽種馬生産構造は「資本」が零細、牧場面積も狭隘であり、生産・管理の技術においては未熟の場合が多い。農民による軽種馬生産は、零細ながら、その多くが専業、主業として生活のほとんどを軽種馬生産に負うているため、「趣味」や「名誉」のためというよりも切実な「経済動物」として軽種馬が位置づけられている。

生産地としても同様であり、北海道とくに日高地方は急激に産地として特化し、軽種馬が地域の重要な産業・農業として成立し、容易に、他種の産業・農業には戻れないという「硬直」した構造がつくられてきた。

急激な経済成長とともに急成長した日本の軽種馬生産は、量的には「競馬先進国」並の水準に達した。だが今日、日本の軽種馬をめぐる状況は、生産・流通構造の零細性、不明瞭性、さらに厩舎制度や競馬サークルの体質ともからみ合い、いくつかの「歪み」を生じさせるに至り、何らかの改善が迫られている状況にあるのである。

ここにみる軽種馬「育成問題」はその中でも大きな問題の一つである。

今日の「育成問題」とは次のように定義されるだろう。かつて育成場は2歳秋ごろまでには競馬場入りしていた。だが近年、厩舎事情から年を越すケースが多くなり、育成馬は2歳秋から3歳という基礎訓練の最も大事な時期に生産地で過すようになった。だが生産牧場や生産地ではそのための受け入れ体制は不十分であり、様々な問題を引き起こしている——以上が今日の「育成問題」といわれるものである。

本稿の課題は、いわゆる「育成問題」の現状を明らかにし、「育成問題」をもたらした構造や諸制度にメスを入れることにある。

本稿は日本中央競馬会が中央畜産会に委託して行なった調査資料を基にしている。この調査に参加し、とりまとめを行なった筆者らが調査報告書<sup>2)</sup>に加筆、修正して論文としてまとめたものである。

なおここで今回の調査の方法と、調査対象者の性格について述べておく。調査対象は生産者、育成者、馬主、農協で、このうち馬主は郵送によるアンケート調査、生産者、育成者、農協は経営者もしくは管理責任者（農協は参事もしくは當農担当職員）に調査表に基づいて直接面接した。以下調査対象とその選定についてみる。

### ①生産者

北海道日高地方の軽種馬生産牧場のサラ系生産者（サラブレットおよびサラブレット系主体の生産者）100戸、アラ系生産者（アングロ・アラブおよびアラブ系主体の生産者）20戸を選定したが、サラ系2戸が調査不能であり、結局118戸を調査した。生産者の選定は地区別に比例配分して行なったが、育成施設とのかかわりを考慮したので規模別では必ずしも比例配分にはなっていない。そのため今回の調査農家の繁殖牝馬飼養頭数は、サラ系経営1戸当たり平均は10.3頭、アラ系経営は平均4.5頭となった。日高地方の平均はサラ系で6.7頭、アラ系で3.7頭であるから<sup>3)</sup>、調査対象農家、とくにサラ系経

當は中堅規模以上の農家が多く選定されたことになる。

## ②育成者

育成者の調査対象者は、北海道日高地方に所在する産地育成施設と、美浦および栗東トレーニングセンター周辺の育成施設とし、原則として育成馬を受託して育成・調教を行なっている育成施設（育成者）とした。

このうち日高地方は30ヶ所（1ヶ所調査不能）で町別（地区別）に2ヶ所以上になるようにした。また、トレセン周辺では美浦周辺が茨城県3ヶ所、千葉県2ヶ所、栗東周辺は滋賀県5ヶ所とした。

以上の39ヶ所の育成施設の1ヶ所当たり平均労働力は13.8人である。他の調査による<sup>4)</sup>育成施設の平均労働力は8.5人であるから、本調査の対象育成施設は比較的大規模な牧場が対象として選ばれたことになる。

なお調査の集計には、受託育成を行う牧場と、自家生産馬のみの育成を行っている牧場に区分し、さらに受託育成牧場は、育成を専門に行っている牧場と、育成の他に生産をあわせて行っている牧場とに区分して集計した。

## ③馬主

昭和57年4月21日現在の中央競馬会の馬主登録者のうち個人馬主は2,404人<sup>5)</sup>であるが、このうち1,100人を次のように選定した。(1)牧場を所有していない者 (2)馬主登録後5年以上経過している者 (3)さらに今回の調査目的に沿うよう馬主資格取得の古い順から調査対象者として郵送した。したがって調査対象馬主は実際の馬主の平均像というわけにはいかない。1,100人に郵送したうち、回収されたのは202人で回収率18.4%であった。回答した者は比較的古い馬主資格取得者であるためか、調査馬主の平均所有頭数は5.9頭となった。実際の個人馬主の平均所有頭数は1.9頭であるから<sup>6)</sup>、今回の調査対象（回答）馬主はかなり多頭数所有者ということになる。

## ④農協

農協は日高管内の専門農協1ヶ所（日高軽種馬農業協同組合）と総合農協10ヶ所（えりも町、様似町、浦河町、荻伏、三石町、静内町、新冠町、門別

町、富川、平取町の各農業協同組合)を対象としたが、うち富川農協のデータが十分得られなかつたので結局10農協的回答を分析した。

- 1) 日高地方における軽種馬生産の展開を「農業問題論」として分析することが本研究の一貫した立場である。進藤賢一・岩崎徹「軽種馬生産の展開と農業構造の変貌——日高地方における軽種馬生産の研究(1)——」札幌大学『経済と経営』第9巻第3・4号1979年 参照。
- 2) 岩崎徹『昭和57年度軽種馬生産に関する調査報告書——育成施設調査——』日本中央競馬会 昭和57年12月。なお上記調査の目的は、今日の「育成問題」の現状を明らかにすることと、「公共育成施設」を日高地方に設置することの是非を問うたものであるが、本稿では「育成問題」の現状分析に絞り、根本的に書き改めた。
- 3) 『昭和56年度軽種馬生産に関する調査報告書——生産費調査——』日本中央競馬会 昭和57年12月。
- 4) 『育成・調教・休養施設実態調査報告書』日本中央競馬会 昭和55年7月。
- 5) 日本中央競馬会『業務要覧』昭和57年。
- 6) 同上

## 2. 日本の軽種馬生産と「育成問題」

日本の軽種馬生産の主目的はいうまでもなく、競走馬として、中央競馬、地方競馬で走らせることにある。

競走馬として使用するためには、馬の年齢や成熟度に応じた育成(生育・馴致・調教)の段階を経なければならない。日本の多くの場合はこの育成の段階、即ち生産から競馬場で走らせるまでの段階を、担当者、管理者が、生産者——育成者(育成者)——調教師(厩務員、調教助手)へと次々に移り変っていく。十分な育成のためには、それぞれの段階での十分な施設と技術の下で、それぞれの段階のそれぞれの担当者の機能分担や分業体制が明確になっており、なおかつそれぞれの担当者の連繋がスムーズになっていることが必要である。だが実状は、それぞれの機能分担は必ずしも明確でなく、そ

それぞれの立場からの利害もからみ、生育・馴致・調教の流れはスムーズではなく、むしろ切斷されているといつてもよい。さらに今日まで、日本の立地・気候条件、生産構造に合った育成・馴致の理論は十分に確立しておらず、また確立していたとしても、それを駆使するだけの施設と技術が伴わないことにはいかんともしがたい。

第1表 育成に関する生産者の段階での問題点

回答者 問題点	生産者	育成施設	馬主	農協
放牧地が狭い	38戸	12戸	16人	組合6
労働力・施設が不足し、馬の管理が不十分	23	26	25	5
生産・育成技術が確定していない(経験不足)	17		10	2
草地更新、草地管理が不十分	16	5	7	3
経済状態が悪い(生産過剰)		2	6	1
外見だけよい馬が多い			17	
生産に手いっぱいで育成は無理				2

注) 記述式回答を整理したものである。重複回答あり。

第2表 育成に関する育成施設段階での問題点

回答者 問題点	生産者	育成施設	馬主	農協
労働力・施設に比し預託馬数が多い	33戸	戸	2人	組合
従事者の技術水準が低い	24	13	10	5
馬の管理が不十分であり、画一的である	16	8	32	
利益第一主義の経営が目立つ	8			
放牧地が狭い	7	4	5	2
優秀な騎乗者、牧夫を採用出来ない		5		2
施設が不十分である		9	23	3
育成施設により、較差がありすぎる			2	2
育成施設の数が足りない				1
預託者サービスが悪い			2	

注) 第1表の注と同じ。

第3表 育成に関する競馬場での問題点

問題点	回答者	生産者	育成施設	馬主	農協
馬の管理が不十分	28 戸	19 戸		人	組合 1
運動量不足、日光浴不足			18	18	1
厩務員の勤務状況(態度)が悪い (職人気質の人がいなくなつた)	22	18	15	15	1
馬の個体管理が不十分	15			10	1
調教師の厩務員管理が悪い	9				1
預託料が高すぎる	4			2	
技術がない			3		
施設が悪い			1		
馬場が硬い(状態悪い)	2	2	2	4	
調教師が馬について勉強不足			1		
厩舎制度に問題がある				4	
医薬品を与えすぎる				4	
育成馬の受入体制、調教がマチマチ					1

注) 第1表の注と同じ。

第1～3表は育成に関する生産者、育成施設、競馬場のそれぞれの段階での問題点を、生産者、育成施設、馬主、農協のそれぞれの立場から回答をうけたものをまとめた表である。

記述式回答を整理したものであるため、分類項目の整理が困難な所をえて分類したこと、分類項目の内容に重複する点であることなどいくつかの難点もあるが、今日の育成問題を明瞭に浮き出たせた表として掲げた。

これをみると、生産者、育成施設に対しては共通して「放牧地が狭く、施設が不十分であり、労働力は不足し、技術は未熟であること」が指摘されている。また競馬場での管理は「個体管理が不十分で管理は画一的であり、運動不足、日光浴不足の状態におかれ、調教師・厩務員の勤務状況が悪く、馬中心の調教の体制にはない」ことなどがあげられている。要するに今日の「育成問題」の問題性を各関係者がそれぞれに指摘していることがわかる。と同

時に育成についての各担当者への理解はまちまちであり、それぞれの立場により利害の対立があることをうかがわせる。

競走馬としての育成は、大雑把にいって生産から離乳までの育成初期、離乳から騎乗までの育成中期、騎乗馴致・騎乗運動や調教を含めての育成後期に分けることができよう。問題はそれぞれの段階の育成、とりわけ育成中期や育成後期の前段である騎乗馴致や騎乗運動を誰が、どのような内容を、どのような施設の下で行うのが理想的であるのかということにある。それも日本の生産構造や立地条件、気候条件に合った方法はどのように設定されるべきか、さらに育成のスムーズな展開を防げている構造や制度がどのようにになっているか、にもメスが入れられなければならないであろう。

今日、育成中期や育成後期の前段の担当者は、その多くを育成者（産地あるいはトレセン周辺の育成・調教施設）の手によって委ねられている。だが、生産者（生産地）と調教師（競馬場）の狭間にあって、育成（業）が明確な分業体制として確立しているわけではなく、競馬サークルの中で育成者（業）の位置が明確なわけでもない。

かつて（ほぼ10年以上前）、生産された産駒は2歳秋に生産牧場から退厩し、ほぼそのまま調教師の管理下におかれていたという。そのような状況下では、今日問題になっているような形での「育成問題」は大きく表面に露見した問題とはならなかった。その意味で、即ち「育成問題」が競馬関係者の間で大きな問題になってきたという意味において「育成問題」は今日的課題であるとしてよい。

だが、表面にあらわれていなかっただけで、実は日本の育成に関するいくつかの問題があったのである。

第一に、日本の現状（自然条件、立地条件、生産構造等）に合った形での育成理論、育成技術が確立しておらず、科学的根拠を欠いたまま、個々人（個々の牧場）が自己流の「経験と勘」で育成・馴致してきたことである。もち

ろん競走馬の目的は競馬場で優秀な成績を上げることにあり、「人並み」の馴致・調教では他に抜きん出た成績を上げることはできず、さまざまな「育成理論」や「個性的教育」があってよく、また必要でもあり、画一的な馴致・調教はむしろ排除されなければならない。だが、ここでいうのは「個性的教育」以前の基礎的な馴致・調教の内容についてである。

例えば追運動ひとつとっても、それは日本の狭隘な施設に即した独特な運動方式であるとされているが、その効果や、どの段階でどの程度の運動量が必要なのか、また追運動と飼養管理との関連は如何、等々について今日必ずしも十分に科学的な解明がなされているわけではない。

第二に、馬の年齢や成熟度に応じた育成・馴致・調教の内容に即してその担当者・管理者が変わっていくことはある意味では当然であり、むしろ分業によってそれぞれの専門性が高まるのなら好ましいことでもある。だが、日本の場合はそれぞれの分担が明確でないのみならず、それぞれの流れが切斷されてしまっている場合が多いということである。生産者から育成者へ、育成者から競馬場(調教師)へと、それぞれの段階での育成の内容や馬の気質・発育・健康状態等の馬の「個性」が十分伝えられ、またそれが生かされるような体制や機構にはなく、それぞれの担当者が、それぞれの流儀で、それ以前の育成内容とはあまり関係なく育成・調教が行なわれているといってよい状況なのである。

第三に、前述の育成・馴致・調教の一貫した内容を行なおうにも、生産者の段階では総じて牧場が狭隘であり、十分な運動を行なうにも場所や施設がなく、労働力も不足し育成技術も未熟である場合が多い。

第4表は生産者の段階での馬場・施設の設置状況である。規模や施設内容は問わず、馬場のある生産者は調査対象者の31%，馴致馬場14%，角馬場6%，パドック33%，屋内馬場8%である。本調査は比較的大規模な生産者を対象としているので、一般的な生産者の施設設置割合はさらに少ないとみてよい。馬場の1周の長さは表出していないが600m以下が74%である。ち

第4表 生産者の施設の設置状況

単位：戸

		馬 場		馴致馬場		角 馬 場		パ ド ッ ク		屋内馬場		
		有	無	有	無	有	無	有	無	1戸当たり所有数	有	無
全 体		37	81	16	102	7	111	39	79	2.1 カ所	10	108
サ ラ 系	計	37	61	15	83	7	91	38	60	2.1	10	88
ア ラ 系	計		20	1	19		20	1	19	4.0		20
サ ラ 系 繁 殖 牝 馬	1～5頭	1	18	1	18		19	1	18	2.0	4	15
	6～10	10	32	1	41	4	38	19	23	1.9	2	40
	11～14	16	7	7	16	2	21	12	11	1.8	1	22
	15～19	6	3	4	5	1	6	3	6	2.3	3	6
	20頭以上	4	1	2	3		5	3	2	4.3		5

なみに繁殖牝馬 1頭当たり草地面積は 1.9 ha, 放牧地面積は 1.0 ha であり, 育成馬も入れるとこの値はさらに狭くなる。さらに 1 牧場当たり従事者数は 4.0 人 (家族 2.8 人) で騎乗可能者は 0.6 人 (家族 0.3 人) となっている。要するに育成・運動を行なおうにも生産者の段階ではその客観的基盤に欠けている場合が多いというのが実状であろう。

実際、第5表によって生産者の段階での育成内容をみると、購買者と契約する前の育成は追運動 34%, 馴致 48%, 騎乗馴致 29%, 騎乗運動 11% あるが、契約後頼まれて何らかの育成しているのは 17%, そのうち放牧以外の育成は 15% と僅かである。

また経済的にも生産者は軽種馬生産に生活のほとんどを負うているため、牧場面積や労働力に対しひりぎりまで繁殖牝馬を飼養している。そのため「育成にまで手をかける余裕がない」というのが実状であろう。育成の結果に対する評価が定まらないこと、さらに下手に手をつけてくせをつけると調教する時に困るという購買者、調教師もいるため、「育成」に対する生産者の対応は異なるし、まちまちにならざるを得ないということもつけ加わる。

前述のように数年前までは、今日のように生産者への馴致・運動に対する要請はなく、生産者は「生産」だけをしていればよいと思われていた。生産

第5-(1)表 生産者の育成内容(契約前)

単位：戸、%

		実 数					割 合				
		放 牧	追 運 動	馴 致	騎 乘 馴 致	騎 乘 運 動	放 牧	追 運 動	馴 致	騎 乘 馴 致	騎 乘 運 動
全 体		118	40	57	34	13	100	34	48	29	11
サ ラ 系 計		98	35	52	34	13	100	36	53	35	13
ア ラ 系 計		20	5	5			100	25	25		
サ 馬 ラ 所 系 有 繁 頭 殖 数 牝 別	1～5頭	19	2	6	5	1	100	11	32	26	5
	6～10	42	15	24	10	4	100	36	57	24	10
	11～14	23	12	14	12	5	100	52	61	52	22
	15～19	9	2	4	4	1	100	22	44	44	11
	20頭以上	5	4	4	3	2	100	80	80	60	40

第5-(2)表 生産者の育成内容(契約後)

単位：戸

		調査数	有	無	放 牧	追 運 動	馴 致	騎 乘 馴 致	騎 乘 運 動
全 体		118	20	98	14	7	7	7	15
サ ラ 系 計		98	19	79	14	7	7	6	14
ア ラ 系 計		20	1	19				1	1
サ 馬 ラ 所 系 有 繁 頭 殖 数 牝 別	1～5頭	19	2	17	2		1		1
	6～10	42	7	35	5	3	4	5	5
	11～14	23	6	17	5	2	1		4
	15～19	9	3	6	2	2	1	1	3
	20頭以上	5	1	4					1

注) 放牧のみは2戸である。

者の多くは軽種馬生産に携わってからそれ程多くの歴史や経験をもっているわけではない。投機性や偶然性が絶えずつきまとい、販路や販売価格に対する不確実性の強い軽種馬生産にあって、「生産」に対する確たるものがないうえに今日の「育成問題」の出現である。生産と育成とは本来切り離せないのはいうまでもないが、生産者にとって今まで以上の育成に対する要請は「新たな難問をつけられた」と、とまどいを感じざるをえないのもある意味では当然ともいえる。第6表は生産者のその辺の志向心情を示すものといえる。今後の購買者の志向は「かわる」し、生産者（生産地）への育成に対する

第6表 今後の購買者の預託志向(生産者)

単位：戸

		調査数	かわる	かわらない	わからない	未記入
全	体	118	43	11	32	32
サ	ラ	系	計	98	37	23
ア	ラ	系	計	20	6	9
サ	馬	1～5頭	19	7	1	5
ラ	所	6～10	42	15	3	11
系	有	11～14	23	10	3	5
繁	頭	15～19	9	5	2	2
殖	数	牝別	20頭以上	5	2	1

## 預託志向の変る内容(変ると回答した43人複数回答)

- イ. 生産地に在厩する期間が長くなる。 19人
- ロ. 産地預託がより強く要請される。 6
- ハ. 騎乗運動していることが競馬場入厩の条件となる。 6
- ニ. 生産者に初期調教が要請される。 5
- ホ. 馬主の経済的理由により産地に長くいるようになる。 4
- ヘ. 産地育成施設の役割が大きくなる。 3
- ト. 倉庫事情により産地に長くいるようになる。 2
- チ. 血統や馬の良し悪しによって異なる。 2
- リ. その他(調教師が調教した馬でないと喜ばない。日光浴させてほしいと要請される。) 各 1

る要請が強まると多くの者はみているものの、今後の動向が「わからない」とする者もかなり多いのである。

ともあれ今日的状況の変化の中で生産者・生産地に一定の馴致・運動が要請されているが、生産者にとってはその要請に答えうる客観的基盤がなく、さらに主体的対応が熟していないこともまた確かである。

今日的状況が、以上のように生産者に対しても「育成問題」の解決を迫っているとはいえ、どのみち本来的に問題を抱えていたことなのである。そのことは実は、投機的で不安定な軽種馬生産に農民が手を染め(染めざるをえない)、専業、主業として生活費の多くを負うている生産構造そのものの矛盾につき当るのである。

第四に育成理論の未確立、牧場・施設の狭隘さ、技術の未熟さに加えて、それを補うべき産地での生育・馴致・調教のための指導体制は遅れ、そのための（公私を問わず）教育施設や教育機関がほとんどなく、さらに技術の交流もあまり行われずにきたということである。競走馬の世界は優勝劣敗の世界であり、また生産・流通をめぐる特殊な人間関係がつくられてきたため、生産者（地）間の交流や協力体制がともすると欠けてきたということもその背景にあろう。

以上、日本の軽種馬生産にかかわる「育成問題」の問題性とその背景について触ってきた。「育成問題」は今日的状況の中で顕われてきた問題とはいえ、日本の軽種馬生産や競走馬社会の根本的構造、即ち軽種馬生産構造の零細性、脆弱性、硬直性と、日本の競馬の歴史的後進性や競馬サークルの体質、厩舎制度等の要因からひきおこされた問題なのである。

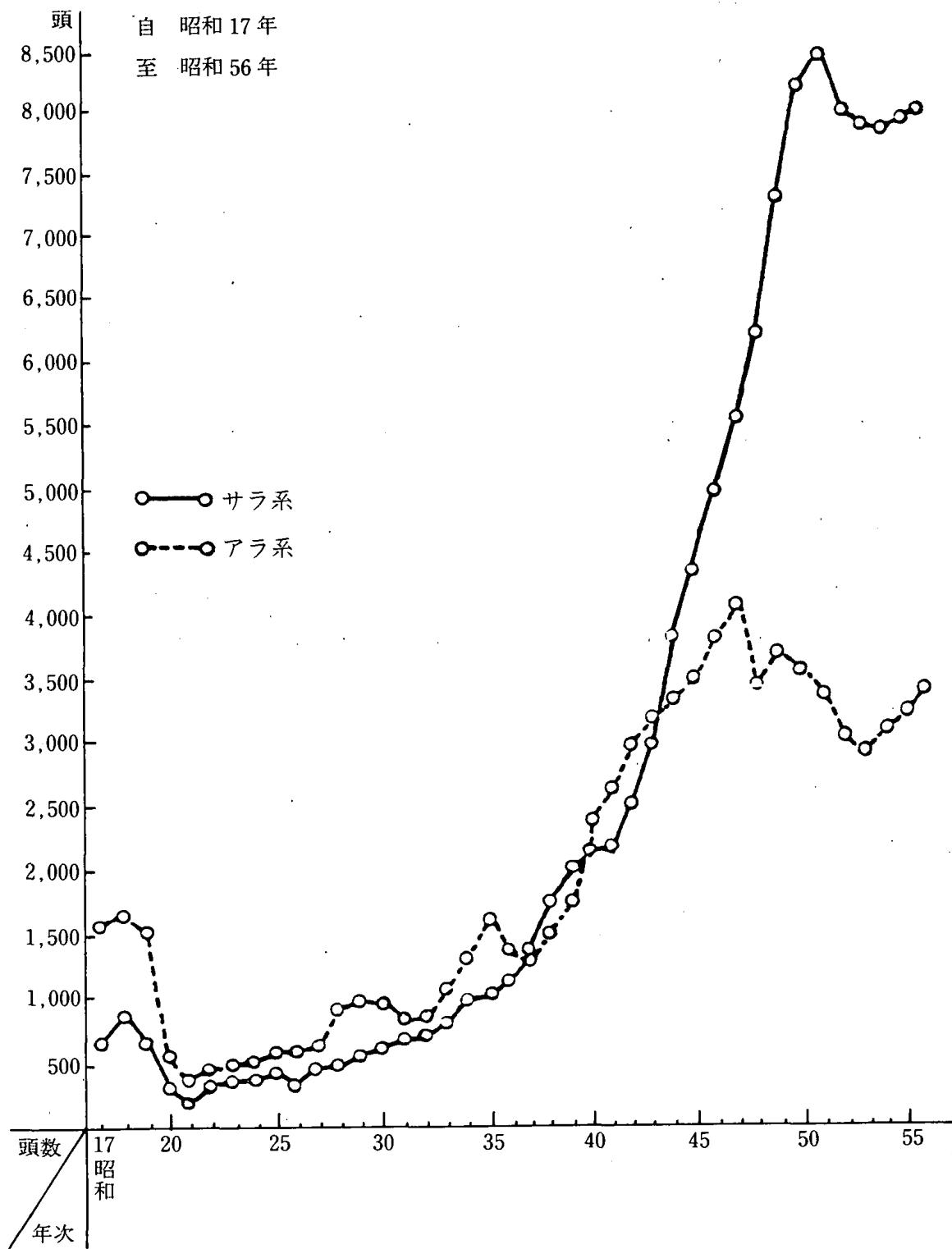
### 3. 「育成問題」の今日的状況

わが国の「育成問題」は以上のような背景から必然的にもたされた問題とはいえ、今日「育成問題」が独自の問題としてクローズアップされてきたのは、ここ数年来の生産状況の変化と、日本競馬の一定の発展段階において競馬サークルに要請してきた今日的問題という側面が強い。その今日的状況の変化について次に述べよう。

今日の「育成問題」は、第一に生産過剰よりおきた問題であるということである。

第1図をみてみよう。日本の軽種馬生産頭数は昭和35年ころより急増する。35年ごろからの10年間は需要もそれ以上に拡大していた時期なので「四足であれば売れる」生産地の黄金時代である。だが昭和40年代の末から50年代になると需要は飽和点に達し、折からの経済不況と重なり、深刻な産駒の

第1図 軽種馬の生産頭数の推移



注) 資料: 日本軽種馬協会『軽種馬生産統計』昭和 56 年

生産過剰問題となって顕現した。その後、生産調整の一定の効果や生産者の危機感、牧場数の減少といった要因もあり、産駒の生産頭数は一時減少する。だがサラブレットおよびサラブレット系（以下サラ系）は昭和54年、アングロ・アラブおよびアラブ系（以下アラ系）は53年を底として再び増加傾向を辿る。

米の生産調整は国家による半強権的なものであり、かつ財政的保証もある。だが、軽種馬の場合は生産調整の執行主体が生産者団体であるため、国家のような権力と財源をもたない。加えて生産者は、経済不況下での価格低迷の牧場経営への影響を、生産拡大によって対応しようとする傾向をもち、硬直的な生産構造をもつ軽種馬生産での生産調整の難しさをうかがわせる。

ちなみに競走馬の需要をみると現在（当面）サラ系約5,300～5,500頭、アラ系約3,000頭と想定される<sup>1)</sup>。現在生産頭数はサラ系約8,000頭、アラ系約3,500頭であるので、競走馬頭数を生産頭数の90%<sup>2)</sup>とすると、サラ系で約2,000頭、アラ系で約200頭が供給過剰の状態にあると考えられる。

ところでこのような生産過剰の状況は産地にどのような影響を及ぼしているのであろうか。いうまでもなく直接的には市場関係に表われ、価格の低迷、販売代金の遅延や販売をめぐるトラブルなど<sup>3)</sup>、生産者に不利な諸問題が引き起こされている。このほかに当面の問題との関わりをみると、売れ残りの産駒が出てくる、売買契約後も長く生産牧場におかねばならないこと等、総じて生産牧場から退厩することが年々遅くなる傾向にその影響は表われている。

日高軽種馬農協の調査によると、昭和57年2月現在、3歳に達してなお未売却の馬はサラ系25頭、アラ系13頭である。判明した頭数は僅かであるが、売却が出来ないためやむをえず（生産者が馬主資格をもっている場合は）自分で出走させたり、自分の牧場で繁殖に使うとか、あるいは足元を見られ二足三文で売られたりした産駒も考え合わせると実際上の未売却馬はかなりの頭数になると推測される。

第7表 中央競馬のサラ系馬名登録の年齢別月別頭数

年次		年月		2歳			3歳			4歳			5歳			6歳			合計			単位：頭・%		
				11月	12月	2歳計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3歳計	4歳計	5歳計	6歳計		
実 数	昭和40年			45	47	51	90	191	516	602	469	28	48	8	8	4	8	1	1,973	15	17	9	2,065	
	50			108	108	108	243	152	290	159	738	116	195	33	77	135	28	35	2,201	56	30	23	2,418	
	55			27	27	37	163	177	690	301	292	162	119	223	298	151	86	2,726	95	73	75	2,996		
比 率	昭和40年			45	0.2	2.3	2.5	4.4	9.2	25.0	29.2	22.7	1.4	2.3	0.4	0.4	0.2	0.4	0	95.5	7.3	0.8	4.4	100.0
	50			4.5	4.5	10.0	6.3	12.0	6.6	30.5	4.8	8.1	1.4	3.2	5.6	1.2	1.4	1.4	91.0	2.3	1.2	1.0	100.0	
	55			0.9	0.9	1.2	5.4	5.9	23.0	10.0	9.7	5.4	4.0	7.4	9.9	5.0	2.9	2.9	91.0	0.3	2.5	2.4	100.0	

注) 資料：日本中央競馬会「競馬年鑑」より作成。

また同じ日高軽種馬農協の調査で、昭和57年2月12日現在、日高地方における育成施設に在厩している3歳馬は1,724頭にのぼる。以前にはこのような調査は無かったので、かつてどれ位の3歳馬が日高地方にいたのか不明だが、近年急激に3歳馬が産地に滞留し、その多くが民間の育成施設に預託されている実態が明らかであろう。

昭和40年代前半までは、産駒は2歳秋までにはほとんどが生産牧場から退厩し、ほぼそのまま競馬場に入厩していたという。競馬場での厩舎事情も今日のように逼迫しておらず、2歳秋ないし3歳春には入厩させ、競馬場で馴致・調教の過程を行なわれていたのである。それが今日では生産牧場からの退厩が遅れるだけでなく、そのあとも産地に長い間滞留し、競馬場に入るには競走馬として使用する間際になってからというのが一般的になってきた。つまり、かつては競馬場で行なっていた馴致・調教を、今日では産地（あるいはトレセン周辺）の育成施設が、肩代わりするようになってきたのである。

第7表は中央競馬の馬名登録の年齢別月別頭数の推移であり、さらに第8表は第7表の月別を大まかに区切り、馬名登録の時期別比率を出したものである。昭和40年、45年には3歳8月までに90%以上が登録されていたが、昭和55年には3歳9～12月の登録が25%にも達するようになったのである<sup>4)</sup>。この表は中央競馬だけの数値であるが、この表をみても競馬場への入厩がかなり遅れるようになったことの傍証になろう。

第8表 サラ系馬名登録の月別比率  
単位：%

年月 年次	2才 ～3才 4月	3才 5～ 8月	3才 9～ 12月
昭和40年	61.4	31.2	4.5
45	70.3	26.8	1.0
50	39.4	44.8	11.3
55	36.8	29.4	25.5

注) 第7表より作成

さらに第9表をみると、3歳時の登録頭数は、中央競馬、地方競馬とも増加傾向にあるにもかかわらず、未登録馬がサラ系で1,000頭を優に越えていることがわかる。競馬場への入厩時期の遅れ、未登録馬の増加、これらの現象は産地における産駒の滞留に結果し、生産過剰が直接もたらした今日的現

第9表 3歳時までの登録頭数の年次別推移（昭和56年12月31日現在）

## (サラブレット系)

単位：頭・%

生産年度	昭和37年	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
3歳時年度	昭和39年	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
生産頭数	1,491	1,767	2,013	2,165	2,260	2,617	3,021	3,746	4,389	5,065	5,595	6,173	7,297	8,113	8,470	7,968	7,780	7,712
中央登録馬 実数	865	978	1,112	1,274	1,476	1,730	1,974	2,132	2,119	2,119	2,224	2,264	2,368	2,434	2,562	2,606	2,726	2,848
中央登録馬 割合	58.2	55.3	55.2	59.1	65.3	66.1	65.3	56.9	48.3	41.8	39.7	36.7	32.5	30.0	30.3	32.7	35.0	36.9
地方登録馬 実数	—	—	—	—	716	749	872	1,318	1,984	2,441	2,658	3,180	3,935	4,165	4,025	3,695	3,621	3,505
地方登録馬 割合	—	—	—	—	31.7	28.6	28.9	35.2	45.2	48.2	47.5	51.5	53.9	51.3	47.5	46.4	46.6	45.4
未登録馬 実数	—	—	—	—	68	138	175	296	286	505	713	729	994	1,514	1,883	1,667	1,433	1,359
未登録馬 割合	—	—	—	—	3.0	5.2	5.8	7.9	6.5	10.0	12.7	11.8	13.6	18.7	22.2	20.9	18.4	17.6

## (アラブ系)

生産年度	昭和37年	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
3歳時年度	昭和39年	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
生産頭数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中央登録馬 実数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中央登録馬 割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方登録馬 実数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方登録馬 割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未登録馬 実数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未登録馬 割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 1. 生産頭数は(社)日本軽種馬協会「軽種馬生産統計」による。

2. 中央登録馬数は日本中央競馬会「競馬年鑑」の各年度版による。ただし、**⑩**・**⑪**・**⑫**・**⑬**は除いた。

3. 地方登録馬数は地方競馬全国協会「登録馬主及び登録馬」の各年度版による。ただし、せん馬は含み、中央競馬からの編入登録馬は除いた。

4. サラ系には49年生より、アラ系には53年生より中央畜産会が集計調査した数値である。なお、ここに掲載した数値は日本中央競馬会・地方競馬全国協会が確認したものである。

～ある「育成問題」について

象であるとみてよいであろう。とくに「受入れ体制」のないまでの生産牧場からの退厩の遅れは産駒の事故やケガを多発させ、また当歳馬の離乳を遅らせるなど生産構造の歪みにさらに拍車をかけることにもなる。

さらに生産地をめぐる以上の状況変化は厩舎制度ともからむ厩舎事情と重

第10表 中央競馬、地方競馬の厩舎数等

(1) 日本中央競馬会の厩舎数等

(57.10.1現在)

		東 (美浦)	西 (栗東)	計
総馬房数		2,304馬房	2,122馬房	4,426馬房
定期貸付		2,114	1,962	4,076
抽選馬専用		110	110	220
出張厩舎		(サラ系40、アラ系70) 80	(サラ系40、アラ系70) 50	(サラ系80、アラ系140) 130
調教師数		106人 (経営 104、非経営 2)	104人 (経営 102、非経営 2)	206人 (経営 206、非経営 4)
調教師1人当たり定期貸付数	A	20.3馬房	19.2馬房	19.8馬房
	B	19.9	18.8	19.2

注) 1. 資料『日本中央競馬会資料』より作成。

2. Aは定期貸付馬房／調教師数

Bは定期貸付馬房／経営調教師数

(2) 地方競馬の厩舎数等

厩舎数 (56.11.1現在)
平地用 : 16,892馬房
ばんえい用 : 2,782
計 : 19,674

調教師数 (57.6.1現在)

平地 : 898人(1人当たり18.8馬房)
ばんえい : 47 (1人当たり59.2 リ)

注) 資料『地方競馬全国協会資料』より作成。

なり合い、今日の「育成問題」をさらに深刻にしている。

中央競馬の厩舎制度は、日本中央競馬会が貸付けた厩舎に一定期間在厩しないと出走できない内厩制度である。現在(昭和57年10月1日)、日本中央競馬会の厩舎数は第10表のように、定期貸付は4,076馬房ある。経営調教師は206人なので1調教師当たりの平均厩舎数は19.8馬房となる。ちなみに地方競馬の平地の総厩舎数は16,892馬房で、1調教師当たり18.8馬房となっている。現行の厩舎制度によれば定期貸付馬房数は競走成績によって必ずし

第11表 調教師数・騎手数及び在籍管理馬頭数の推移

年 次	管 理 馬 頭 数	調 教 師	調 教 助 手	騎 手 (含フリ一)	騎 手 候 补 (含長・ 短 期 生)	厩 務 員	調 教 師 1 人 当たり 管 理 頭 数	厩 務 員 1 人 当たり 管 理 頭 数
昭和36年	頭 1,675	人 119	人 97	人 188	人 68	人 1,051	頭 14.1	頭 1.59
37	1,786	118	116	194	57	1,067	15.1	1.67
38	1,907	119	120	200	64	1,148	16.0	1.66
39	2,044	129	131	199	71	1,278	15.8	1.60
40	2,719	139	146	198	93	1,307	19.6	2.08
41	3,135	144	173	192	104	1,414	21.8	2.22
42	3,265	143	191	194	121	1,471	22.8	2.22
43	3,666	142	208	202	130	1,609	25.8	2.28
44	4,063	143	247	200	138	1,717	28.4	2.37
45	4,310	149	257	222	133	1,731	28.9	2.49
46	3,928	162	252	230	143	1,795	24.2	2.19
47	4,039	168	272	237	115	1,835	24.0	2.20
48	4,127	165	272	236	132	1,892	25.0	2.18
49	4,113	176	281	250	112	1,939	23.4	2.12
50	4,175	181	310	252	121	1,928	23.1	2.17
51	4,266	191	335	253	109	1,941	22.3	2.20
52	4,358	199	354	248	94	1,961	21.9	2.22
53	4,615	209	395	250	80	2,080	22.1	2.22
54	4,713	210	450	251	77	2,088	22.4	2.26
55	4,841	209	478	253	48	2,086	23.2	2.32
56	4,948	208	494	251	48	2,074	23.8	2.33

注) 1. 資料: 日本中央競馬会『競馬年鑑』より作成。

2. 毎年12月末日現在の数字である。

も決まるわけではない。1調教師当りの貸付上限数<sup>5)</sup>は決っているので貸付馬房数の固定化という現象が生じている。その意味では厩舎同士の競争原理が十分には働かず、現状に安住し劳せずして管理頭数が確保できる厩舎制度への批判が出されてくるわけである。中央競馬の管理頭数も第11表のように僅かながら増加しつつある。したがって一部にいわれる「厩舎の逼迫」というのは、管理頭数の絶対的な減少ではなく、入厩を希望する競走馬が増大しているため需要関係が不均衡になった状況を指しているのである。また、かつてのように厩舎の収容頭数制限が実質的になかった頃に比べ、現在は入厩頭数が制限されているので、厩舎側はどうしても入厩する競走馬を厳選する傾向にある。だが全体からみれば、入厩を希望する競走馬が増加し、需給バランスが崩れていることが調教師の競争原理をさらに歪曲させ、管理頭数を確保するため血まなこになる必要がないという状況をつくったことも確かである。

今回の調査でも生産者、育成者、馬主とも現行の厩舎制度および調教師・厩務員に対する批判には厳しいものがあった。日く「調教師には優勝劣敗の競争原理が貫かれず、ぬるま湯につかっている者が多い」「進上金<sup>6)</sup>以外の金がほとんど恒常的に入ってくるので調教に熱心でない」「厩務員の中には馬を知らない者がおり、愛情をもっておらず、サラリーマン化している」「馬のための調教でなく、厩舎中心の調教が優先している」「進上金が入る馬のみを扱いたがるし、馬は使い捨てだ」等々。もちろん調教師、厩務員の中には馬を愛し、仕事に熱心な人達も多くいるのだが、以上のような批判の声が年々高まっていることも確かである。

「馬事振興研究会」(座長 澤崎 担 東大教授)の「答申」(昭和56年2月23日——以下「答申」と略す)は「強い馬づくり」のため、現行の生産、育成、調教、研究体制等にメスを入れたが、現在の調教師および厩舎制度を次のように指摘する。

「現在多くの厩舎において、適正な個体管理が行われているとはいがた

い。調教師みずから騎乗して口向きを直すといった往年の風景を見ることはほとんどなくなつたし、装蹄はおろか、飼付けにすら立ち合う調教師はきわめて少なくなっているといわれている。みずから管理する馬に毎日触れてみる調教師は、果たしてどの程度いるであろうか。また、そこで行われる日常の飼養管理や調教は、驚くほど機械的であり、画一的である」

「飼養管理や調教を、今日のような寒心にたえない状態にまで追い込んだ最大の原因是、馬房の需給事情を背景とし、優勝劣敗の厳しい法則がほとんど働かない厩舎制度にある。また、加えて、高度の調教技術を駆使しなくとも、さほど努力をしなくとも、安易に厩舎を経営していくという事実を挙げることができよう。」

調教師や厩務員の資質それ自体問題とはいえ、優勝劣敗の法則がなかなか貫かれない厩舎制度、管理頭数の固定化という厩舎貨付こそ問題の核心があ

第12表 中央競馬の出走頭数・出走回数

	競走回数	出走実頭数	出走延頭数	1頭平均 出走回数	1競走平均 出走頭数
昭和32年(207日)	2,077回	1,467頭	16,527頭	11.3回	8.0頭
35(215)	2,287	1,779	17,856	10.0	7.8
40(272)	2,797	2,687	25,573	9.5	9.1
45(286)	3,074	4,061	30,446	7.5	9.9
46(286)	3,074	4,158	29,469	7.1	9.6
47(279)	2,965	4,115	28,860	7.0	9.7
48(287)	3,045	4,134	28,227	6.8	9.3
49(272)	2,901	4,253	28,081	6.6	9.7
50(288)	3,049	4,249	29,425	6.9	9.7
51(284)	3,038	4,451	31,115	7.0	10.2
52(288)	3,038	4,669	30,658	6.6	9.9
53(288)	3,054	4,810	30,683	6.4	10.0
54(288)	3,013	5,095	32,532	6.4	10.8
55(288)	3,090	5,043	33,433	6.6	10.8
56(288)	3,163	5,210	33,418	6.4	10.5

注) 資料: 日本中央競馬会『競馬年鑑』

ろう。だが前述のように、仮に競走馬の供給が不足傾向にあるとすれば、各厩舎は管理頭数の確保に血まなこになるであろうし、「使い捨て」をすることなど思いもよらないだろう。第12表のように中央競馬の年間1頭当たり出走回数は減少しているが、これは「馬を大事にして」出走回数を減らした結果というより、やはり「使い捨て」とはいわないまでも厩舎の逼迫の結果であり、後にみるような事故の多発の結果であるとみてよいであろう。

厩舎事情が比較的安定していた昭和40年代前半頃までは需給が均衡していたためもあり、「ぬるま湯につかった」調教師の存在は許されなかったものと考えられる。むろん、馬の需給関係だけで今日の厩舎のあり方を判断することはできないし、厩舎制度の改善や関係者の体質改善はさし迫った課題ではあるが、生産過剰の状態が今日の厩舎事情や調教師のあり方を浮き彫りにしてきたことも間違いないであろう。

つまり、生産過剰という今日的状況が、入厩を希望する競走馬に対する競馬場（トレセン）の馬房を逼迫させ、加えて日本の厩舎制度や競馬サークルの慣習がいささか問題の多い調教師の体質をつくり出し、画一的機械的調教という技術の停滞をもたらした。このように生産地の事情と厩舎事情が重なり合い、今日の「育成問題」を現実化させた。その結果、産地に長く若駒が滞留し、その産地には十分な施設や技術が必ずしも整わないまま受け入れ（在厩させ）ざるをえない状況を作ったのである。この辺の事情を後に紹介する「軽種馬育成協会」の理事長齊藤隆氏（荻伏牧場々主）は次のように述べている。「以前は（産駒は）2歳の11月ころまでに競馬場入りしていたんですが、近年厩舎事情から年を越すケースが多くなった。その結果、2歳の秋から3歳にかけての基礎訓練時の大変なシーズンを、牧場で過ごすことになる。すべての牧場に調教できる設備と人材があればいいんですよ。しかし牧場の義務というのは本来、2歳秋ごろまで。大牧場ではトレセンの厩舎にかわって調教を行えますが、中小牧場ではそうもいかない。それをやろうとすれば、設備投資をしなければならない。借金経営がほとんどの牧場に、そんな余裕は

ありません。現実に3歳馬を雪の野原にただ日なたぼっこさせているだけのところもあります。これでは何が強い馬づくりかといいたいんです。」<sup>7)</sup>

今日の「育成問題」を惹起せしめた第二の点は、日本の競走馬の質的向上、とくに競走馬の国際性から要請されてきた問題である。第一の点が生産面から規定された「育成問題」の解決の必要性とすれば、この第二の点は、「外から」「消費」の面からの「育成問題」の解決の必要性である。

先の「答申」はその「はしがき」で次のように述べている。

日本は「競馬主要先進国から遠隔の地にあるという地理的条件もあって、国際性がさほど問題にされることなく、これまで鎖国的な競馬の施行が許容してきた。」「競馬がスポーツである以上、国際化するのはけだし当然であるが、その中にあって日本の競馬のみが、その潮流のらち外に安閑としていることは許されない。」

「ひるがえって、わが国の競走馬生産の実態を見ると、頭数こそ世界有数の実績を示してはいるものの、質の面においては、国際的な水準にかなり及ばないところがあり、また価格面においても十分な国際競争力を持ち得ないことは、遺憾ながら率直に認めざるを得ない。」

「このような状況を脱し、わが国の競馬界の国際性を付与し、将来にわたって安定的な発展を期待するためには、1日も早く『世界に通用する強い馬』すなわち『スピードとスタミナのある丈夫な馬』をつくり上げ、わが国競馬の門戸を世界に向けて開放しても決して搖らぐことのない基盤と体制を、早急に整備することが肝要である。」

以上のような「世界に通用する強い馬」をつくるために、「答申」は生産、育成、調教および研究体制・普及体制や制度上の諸問題にわたっての問題点を指摘し、その改善の方策を提言したのである。そのうち育成に関しては、基礎体力の涵養、初期調教の重要性、調教における技術体系の確立と個体管理、厩舎制度の改善、画一的管理の排除等の提言を答申している。

つまり、「世界等通用する強い馬」すなわち「スピードとスタミナのある丈夫な馬」をつくるためにも、今日の育成・調教の状態を打破することが焦眉の課題となってきたのである。

近年、上の「答申」を裏づけるかのような、日本の「競馬中進国」（あるいは後進国）を印象づけ、競走馬の質的向上の必要性を感じさせるような、あるいは競馬ファンを落胆させるような出来ごとが相次いで起った。

昭和56年11月に、日本で初めての国際レース、ジャパン・カップが東京競馬場で催された。そこでは、日本の超一流馬が、競馬先進国の必ずしも一流とはいえない馬に完敗し、日本競馬の後進性を白日の下にさらけ出した。さらに57年の第二回ジャパン・カップでも第1～4位までを外国招待馬が独占し、「世界の壁」を嫌が上にも知らしめた。日本の競走馬にとって最も有利な条件（慣れた馬場、輸送・検疫がないこと、一部の国ではシーズン・オフに入っていたこと等）のもとでの敗北である。

ジャパン・カップの後で、競馬関係者や「評論家」は、日本と「競馬先進国」との厩舎での馬の管理の違いについてほぼ同様に次のように「総括」している。つまり、飼料の内容と飼養管理の違い、調教時間とりわけ基礎的運動量（とくに曳き運動）の決定的相違、個体管理の徹底と馬中心の調教、馬に対する接し方の違いや愛情の違い、そして調教師に対する競争原理が貫かれるシステム（外厩制度もあり、成績の上らない調教師はすぐ変更になる）等の違いである。日本の軽種馬の血統は今日では、トップクラスになると「先進国」に比べ何ら遜色はない段階に来ているというのが大方の見解である。日本の「高度成長」の経済力にまかせてアメリカ、ヨーロッパの優良血統を買い漁ってきた結果である。となると以上の問題は日本の厩舎制度、調教システム、日本の軽種馬生産構造そのものの後進性を意味する。

さらに近年になって、クラシック候補といわれた競走馬が、クラシックレースの直前になって骨折したため戦線を離脱し、競馬ファンや競馬サークルの

第13表 事故馬件数(中央競馬)

年次	計							管理馬頭数	※管理馬1頭当たり事故件数	出走延頭数	※※出走中の事故率	
		調教中	競走中	骨折	脱臼	腱断裂	調教中	競走中	調教中	競走中	調教中	
昭和									頭	件	頭	%
52年	1,309	—	—	1,230	6	73	4,358	0.30	30,658	—		
53	1,445	805	640	786	558	3 7	16	75	4,615	0.31	30,683	2.1
54	1,521	835	686	823	609	4 18	8	59	4,713	0.32	32,532	2.1
55	1,946	1,130	816	1,109	751	5 12	16	53	4,841	0.40	33,433	2.4
56	2,010	1,188	822	1,165	784	5 22	19	67	4,948	0.41	33,418	2.5

注) 1. 『競走馬保健衛生年報』1981と『競馬年鑑』各年版いずれも日本中央競馬会より作成。

2. ※本来は延管理頭数で除すべきであるが、各年末の管理頭数しか判明しないので、それを用いて算出。

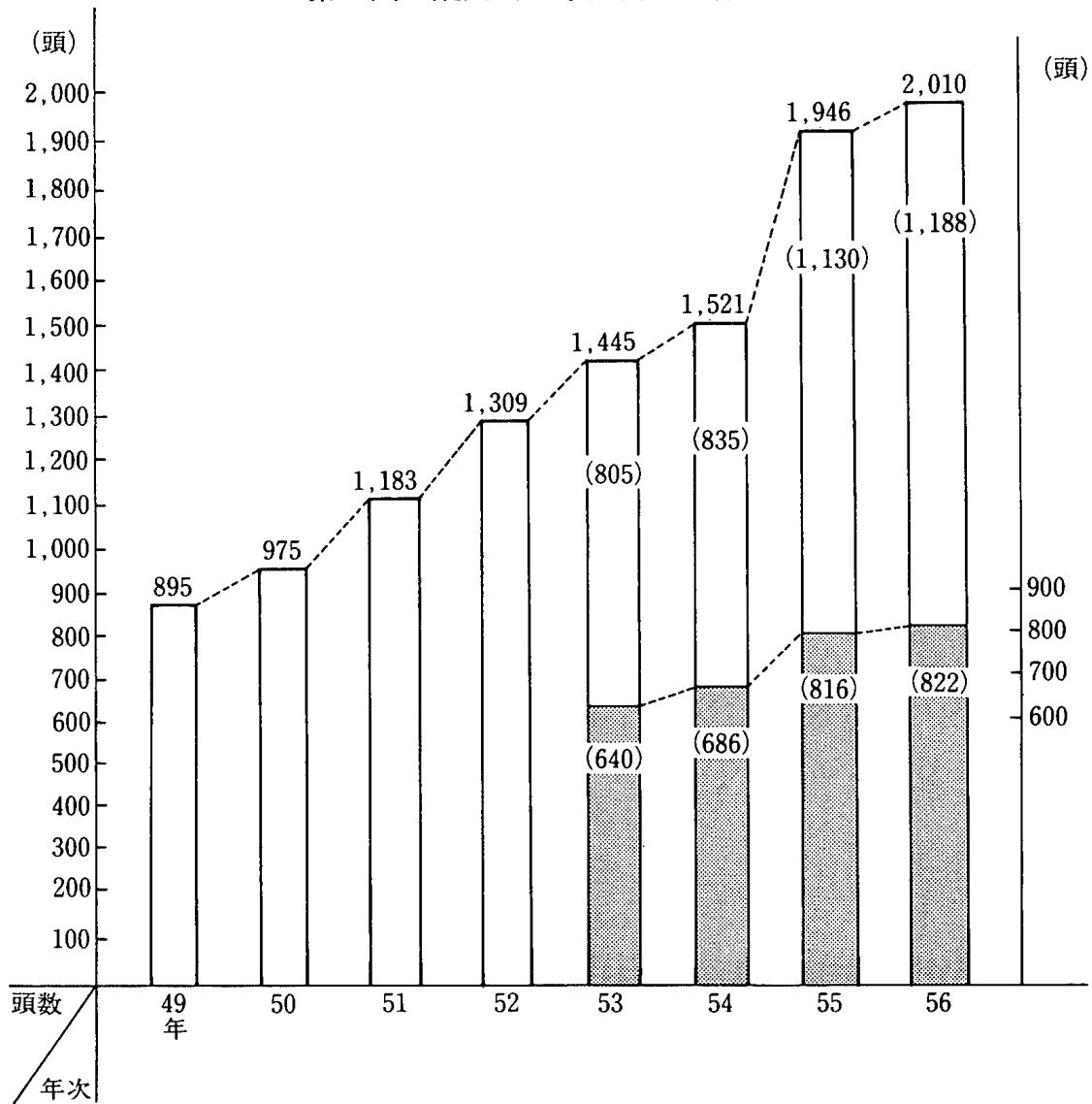
3. ※※競走中計／出走延頭数×100で算出。

期待を裏切るといったことが相次いでいる。

日本の競走馬の事故発生件数は、調教中、競走中とも年々多くなっている(第13表、第2図)。競走馬の事故件数が増え、事故率が高くなっている原因はいろいろあろう。だが、ほぼ同じ生産条件や育成過程の下に生れ育った馬が、同じ競馬場で年毎に早いタイムで走り、コースレコードも続出している現状であり、競走馬への負担はそれだけ重くなり、事故が多発するはある意味で当然ともいえる。近年はとくに競馬場(トレセン)での調教だけが、しかも週1回1頭15~20分程度の追い切りだけが重視されるようになっている。それなりの「速い馬」が出来るかもしれないが、馬の負担が強まり、事故多発の危険性は大きくなっているとみてよいであろう。レースタイムの速くなるのに応じた生産条件や育成内容の抜本的改善が伴なわないとならぬだろう。

このような骨折や事故の多発といった現象をとらえ、「もやし馬」が多くなったといわれて久しい。「もやし馬」の原因についても厩舎の側は、生産地の段階での栄養不足、運動不足、基礎体力養成の不足を指摘する。他方生産

第2図 競走馬の事故発症頭数



- 注) 1. 48~52年は『競走馬の事故原因調査成績(その1)－要約版－』日本中央競馬会  
53~56年は『競走馬保健衛生年報』日本中央競馬会1981年より作成。  
2. 53~56年の■は競走中の新規事故発症頭数で他は調教中のものである。  
3. 48~52年は競走中と調教中の区分はしていない。

者や一部馬主からは、競馬場での画一的、機械的調教等厩舎での調教過程での問題、運動不足が原因であり、生産者への批判は責任転嫁であるとの声を聞く。どちらの側に責任があるかはともかく、生産から調教までの間に改善すべき課題は山積している。

そして繰り返し述べてきたように、以上の課題は日本の軽種馬生産構造や厩舎制度の問題にぶつかるのである。生産者の側は、経営基盤の脆弱さから、育成する施設や技術そしてその認識に欠けるだけでなく、育成段階での馬の故障を極度に恐れるとか、売らんがために見てくれをよくしようとかの考えに陥りやすい。軽種馬生産の大半が農民であり、しかもそのほとんどが專業・主業として軽種馬に生活の全てを負うており、近年の過剰生産による経営の逼迫を考えると、生産者はかえって目先の利害にとらわれる傾向にあり、「もしやし馬」生産の条件は経営状況から考えるとさらに拡大しているとみてよい。他方、「高度成長」による競馬ブームによってひとびつくられた寄生的ともいうべき厩舎経営の論理は、そう簡単には払拭できない。「厩舎経営の論理」より即戦力になり、進上金がすぐ入る馬を入厩させ調教したがる傾向が生れ、入厩を希望する馬が多いため「使い捨て」も確かに出来るのであり、たとえ国際レースに負けようが、厩舎経営はビクともしないのである。

- 1) 日高軽種馬振興対策推進協議会『昭和 51 年度総会議案』での昭和 51~52 年の試算であるが、今日も中央競馬、地方競馬の延レース回数はほとんど変わらないのでこの数値で妥当と考えられる。また現在の中央・地方競馬の登録頭数は、後にみるように 3 歳時のサラ系で 6,000 余頭、アラ系で 3,000 頭弱であるが、サラ系の場合「過剰分」を含んでいると考えられる。
- 2) 同上『議案』
- 3) 産駒取引の現状と問題点、とくに過剰生産下のトラブルの実態については、進藤賢一・岩崎徹「産駒取引の実態と問題点——日高地方における軽種馬生産の研究（3）——」札幌大学『経済と経営』第 10 卷 3 号 1980 年 参照
- 4) 馬名登録の推移をみるためには、厩舎貸付の開始年齢や預託頭数制限等の厩舎制度

の変更経過をみないと正確ではない。

まず2歳馬の馬名登録を認めるようになったのは昭和43年9月9日の改正(実施は同年11月1日以降)からであり、それまでは馬名登録の開始は3歳1月1日以降であった。また47年までは、預託馬における3歳馬の頭数割合制限はなかったが、3歳馬の入厩が急増し、古馬の消流が激しくなったため、古馬の競走番組の充実をはかるためと、法律で定められている開催規模に見合う必要かつ充分な在籍頭数を定める必要が生じた。このため昭和47年3月1日より調教師の預託頭数制限措置を定めることとした。その制限とは、受託出来る頭数のうち3歳(2歳含む)は1~10月は在厩頭数の4割、11月~12月は6割というものである。

5) 受託限度頭数は、昭和57年3月1日~59年2月28日は参考表の通りである。

**参考表 現行の預託頭数制限 (日本中央競馬会)**

[昭和57年3月1日~昭和59年2月28日]

定期貸付馬房数	受託できる頭数の限度数	受託できる3歳馬(含2歳馬)の限度数	
20馬房以上の者	定期貸付馬房數+12	1月~10月 (定期+8)×0.4	11月・12月 (定期+8)×0.6
19~16馬房の者	" +10	"	"
15馬房以下の者	" + 8	"	"

注) 資料 日本中央競馬会『業務要覧』より

受託限度頭数は何回かの制度改正があった。

昭和45年頃までは調教師の預託能力に応じて厩舎を貸付けてきたが、調教師の貸付馬房数の恒久化、権利化が生じる懸念が一部見受けられた。そこでこれを抜本的に排除し、合せて開催規模に見合う在籍頭数の確保と厩舎貸付制度の履行を目的として、毎年免許更新時に調教師に対する馬房数の増減を決定することとした(46年3月1日)。

56年(2月17日)には貸付数の少ない若手調教師への貸付増を図るため、1調教師当りの定期貸付(抽選馬用貸付は除く)馬房数の最高限度を20馬房としたが、54年1月以来の調教師会との折衝結果をふまえ、当面の措置として最高貸付限度数を24年房とし、実施している。しかし高齢調教師又は25馬房以上の貸付を受けている調教師の馬房削減は⑦免許更新時、年齢満70才(60年以降は68才)以上の調教師に対する貸付馬房数は14馬房になるまで毎年前年度の貸付馬房数から2馬房以下を減ずる。①昭和59年までの期間において、現に25馬房以上の厩舎の貸付を受けている調教師に対

する貸付馬房数は、57年度以降24馬房になるまで、前年度の貸付馬房数は、前年度の貸付馬房から2馬房以下を減ずる。<sup>⑦</sup>上記<sup>⑦</sup>及び<sup>①</sup>に重複該当したときは、<sup>⑦</sup>を適用する、となっている。

なお昭和59年3月1日以降、受託限度頭数は、20馬房以上の者は定期+14、19~16頭は定期+12、15頭以下は定期+10馬房となる。

- 6) 中央競馬の確得賞金は馬主が80%を取得し、調教師に10%、騎手、厩務員にはそれぞれ5%の進上金が与えられる。
- 7) 『サンケイスポーツ』昭和57年3月31日。

#### 4. 育成施設の諸問題

以上「育成問題」をもたらした経緯や背景について述べ、今日の「育成問題」は日本の軽種馬生産構造や日本競馬の構造をめぐる諸矛盾の表われであることを明らかにしてきた。

近年、厩舎の逼迫で競馬場（トレセン）に入れなくなった若駒の育成、即ち2歳秋から3歳にかけての育成は、その多くが民間の、産地あるいはトレセン周辺の育成施設に委ねられている。そこで今度は育成施設の実態を明らかにする中で育成施設の諸問題について述べていこう。

民間の育成、調教施設の実態についての調査は先の『育成・調教・休養施設実態調査報告書』<sup>1)</sup>があるのみである。この調査では育成施設のほとんどを網羅していると思われ、その数は265牧場にのぼる。今回の調査ではそのうち、日高、美浦、栗東トレセン周辺の39牧場を対象としたので、調査した育成施設は育成施設全体の15%ほどにあたる。この39牧場はそのうちでも受託育成の多い牧場を選んでおり、また比較的大規模育成施設が多く、今日ある育成施設の平均像というわけではない。

39牧場の経営概況は第14表に示した。組織形態は個人が10牧場、有限会社が24牧場、株式会社が5牧場である。業務内容は生産も兼ねているのが25

第14表 育成施設の経営組織と業務内容

单位：戶

注)受託育成専門の中に生産もしているのが2牧場あるが、経営内容からみて実質的には育成専門なので受託育成専門に分類した。

第15表 創業と預託開始年次

〈創業〉

单位：戶

		計	明治	大正	昭和 戦前	20年代	30年代	40~ 45年	46~ 49	50~ 55	56~	不明
全 体		39	1		3	7	7	7	7	7		
受 託	計	34	1		2	7	5	6	7	6		
	専 門	15				2	1	2	4	6		
	生産兼業	19	1		2	5	4	4	3			
自 家 育 成		5			1		2	1		1		

〈受託開始〉

单位：戶

牧場、育成、調教のみが 14 牧場であった。また育成専門、自家育成は全て育成・調教・休養を業務内容としているが、生産兼業の中には調教・休養は行わない牧場もある。なおトレセン周辺の生産兼業牧場で繁殖牝馬を所有しない牧場が 1 ケ所あるが、この牧場は日高に生産牧場を所有している。近年トレセン周辺の牧場が手狭になり、そのため比較的大きくて歴史のある牧場の中には、育成・調教はトレセン周辺で、生産は日高の分場で行なうといった、牧場内での分業体制がしかれているような牧場が増えている。

次に創業と預託開始年次であるが、創業は生産兼業、自家育成経営とも昭和 45 年以前に集中しているのに対し、受託専門は 46 年以降と比較的新しい。また受託育成の開始は 50 年以降に集中しており、そのことは生産過剰期以後、トレセンの開設（栗東 44 年、美浦 53 年）以降という時期と符号し、育成業という新しい経営、部門の創出を確認することができる（第 15 表）。

経営地面積であるが、受託育成専門牧場は総面積が平均 16.2 ha（産地 25.2 ha、トレセン周辺 6.0 ha）で生産兼業牧場（51.6 ha）と比べはるかに狭く、先のサラ系生産牧場（19.8 ha）に比べても狭い。このことは逆に、牧場面積が狭いが故に育成専門牧場に転換した経営もあることをうかがわせる。これに対し、生産兼業牧場や自家育成牧場はかなり広い草地を有し、「育成問題」の発現とともに育成部門を抱え込んだ経営もあることをみてとることができ（第 16 表）。放牧地面積も同様に経営形態によってかなり較差があるが、注目すべきは、経営面積の較差に比べて牧区数はさほど変わることである。従って 1 牧区当りの面積はかなり異なり、自家育成牧場がほぼ 1.6 ha 以上なのに対し、トレセン周辺の牧場は全て 1.5 ha 以下である（第 17 表）。

第16表 1 牧場当たり草地

単位：ha

		放牧地	採草地	兼用地	合計
全 体		23.6	12.1	3.6	39.3
受 託	計	22.7	12.3	1.0	36.0
	専 産 地	9.0	6.1	1.1	16.2
	門 ト レ セン	14.6	10.2	0.4	25.2
育 成	生 託 計	2.7	1.4	1.9	6.0
	産 地	33.5	17.2	0.9	51.6
	兼 ト レ セン	38.5	20.2	1.0	59.7
自 家	育 託 計	6.3	1.3	0.3	7.9
	成 産 地	30.1	10.5	21.0	61.6
家 ト レ セン	—	—	—	—	—

第17表 牧区数と1牧区平均面積

単位：戸、ヶ所、ha

		調査数	牧区数(牧区)		放牧地 (1牧区平均面積)					
			合計	平均	0.1~0.3	0.6~1.0	1.1~1.5	1.6~2.0	2.2~2.8	3.1以上
全 体		39	609	15.6	6	6	10	6	6	5
受託	計	34	508	14.9	6	5	10	5	5	3
	専産地	15	157	10.5	5	2	5	2	1	
	トレセン	8	88	11.0		2	3	2	1	
育成	計	19	351	18.5	1	3	5	3	4	3
	専産地	16	314	19.6		1	5	3	4	3
	トレセン	3	37	12.3	1	2				
育成自家	産地	5	101	20.2		1		1	1	2
	トレセン	-	-	-						

第18表 施設馬房数

		繁殖用 馬房数	育成用 馬房数	追込厩舎 (平均)		パドック			参考	
				棟	収容 可能頭数	有	無	牧区数 (平均)	育成馬1頭 当たり放牧 地面積	受託可 能頭数
全 体		馬房 19.3	馬房 45.3	棟 0.3	頭 2.9	戸 31	戸 8	ヶ所 12.2	ha 0.53	頭 33.7
受託	計	17.6	45.8	0.2	2.3	31	3	12.7	0.47	32.2
	専産地	0.7	45.0	0.1	1.3	13	2	14.8	0.31	44.6
	トレセン	1.4	32.6	0.1	1.3	7	1	4.9	2.62	31.8
育成	計	30.9	46.5	0.4	3.0	15	4	10.9	0.54	28.0
	専産地	34.3	47.6	0.4	3.3	12	4	11.2	0.58	27.0
	トレセン	13.0	40.3	0.3	1.3	3		10.0	0.16	32.5
育成自家	産地	30.8	41.8	0.4	4.2	3	2	7.7	0.85	23.3
	トレセン	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) 1. 参考の育成馬1頭当たり放牧面積は

(放牧地+採草・放牧兼用地)/(繁殖用馬房数+育成用馬房数×0.7(稼動率))

として計算。

2. 受託可能頭数は

育成用馬房数-(繁殖用馬房数×0.6(産駒率))として計算。

先の第16表と合せ第18表で、育成馬1頭当たりの放牧地面積（放牧地+兼用地）を試算すると53aとなる。ある程度の面積を確保しているものの、トレセン周辺の施設では10a強とかなり狭い。また、育成馬の受託可能頭数を馬房数から推定すると1牧場平均は34頭であり、またトレセン周辺では放牧地が狭い割に受託可能頭数が多いことがわかる（専門で1牧場平均59頭）。

第19表 馬場の有無と長さ

単位：本

		有	無	走路計	走路（秒）					
					計	150~450m	500~600	615~800	900	1,150~1,450
全	体	38戸	1戸	49	47	11	13	16	1	6
	計	33	1	42	40	10	11	15	1	3
受 託 育 成	専 門	15		17	16	3	3	8	1	1
	生 産 兼 業	8		8	8	1		6		1
	ト レ セン	7		9	8	2	3	2	1	
育 成 自 家	計	18	1	25	24	7	8	7		2
	生 産 兼 業	15	1	20	19	5	6	6		2
	ト レ セン	3		5	5	2	2	1		
育成 自 家	产 地	5		7	7	1	2	1		3
	ト レ セン	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第20表 馬場の高低差

単位：本

		合 計	高 低 差						
			計	0	0.2~2m未満	2~2.5	3~5	7~10	記入なし
全	体	49	40	11	9	8	9	3	9
	計	42	34	11	9	7	5	2	8
受 託 育 成	専 門	17	13	1	5	4	2	1	5
	生 産 兼 業	8	6		3		2	1	2
	ト レ セン	9	7	1	2	4			3
育 成 自 家	計	25	21	10	4	3	3	1	4
	生 産 兼 業	20	19	10	3	3	2	1	2
	ト レ セン	5	2		1		1		2
育成 自 家	产 地	7	6			1	4	1	1
	ト レ セン	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 僅少という回答は0に含めた。

頭，兼業で33頭）。

次に調教用馬場の所有状況であるが、馬場は1牧場を除いて完備している。馬場の長さは牧場によってかなり異なるが、立地条件と経営形態を反映し、トレセン周辺と生産兼業の育成施設で比較的短く、産地、とくに自家育成の育成施設は長い馬場を有している（第19表）。馬場の構造はほとんど砂であり、芝は2ヶ所のみであった。

馬場の高低差は記入のあった馬場のうち、2 m 以上と 2 m 未満が半々であるが、高低差が最大で 10 m という馬場もあった（第 20 表）。

他の施設の所有率は角馬場 36%, 丸馬場 59%, 発馬機 79%, 馬衡機 10%, 診療台 67%, 洗い場 41%である。その他冷脚槽, ウォーキングマシン, 枠場, 調教監視台を所有している牧場はほとんどない(第 21 表)。

ついで育成施設の労働力の状態をみてみよう。1牧場当りの労働力は13.8人で、うち家族労働力は1.1人、雇用労働力は12.8人で雇用者割合は92%にものぼる。生産牧場は家族労働力主体の経営であるといえるが、育成施設は雇用者中心の企業的性格の経営であることを示す。労働力のうち騎乗可能者は平均4.8人、騎乗者割合は35%に近い。雇用者の平均年齢は35.3歳、軽種

第21表 施設の所有状況

单位：戶

第22表 育成施設の労働力

1) 労 動 力

		調査数		家 族		雇 (パート含)		雇用者合		騎 乗 者		騎乗者 騎乗者		騎乗者騎手出走者		雇 用 (常雇者)		馬 年数	
		総 数 a	戸 当たり	人	総 数 b	戸 当たり	人	b/(a+b) ×100	戸 当たり	c/(a+b) ×100	人	%	戸 当たり	c/(a+b) ×100	人	%	平均年齢	平均年齢	馬 年数
全 体	戸 39	人 42	人 1.1	人 498	戸 12.8	人 91.9	戸 188	人 4.8	戸 34.7	人 10	% 5.3	戸 35.3	人 9.5	戸 9.5	人 4.2	年	年	年	
計	34	36	1.1	445	13.1	92.9	166	4.9	34.7	10	6.0	35.4	9.7	9.7	4.2				
受託専門	計	15	10	0.7	144	9.6	93.5	67	4.5	43.5	6	9.0	32.5	9.1	9.1	2.7			
育成	生産地	8	5	0.6	54	6.8	91.5	41	5.1	69.5	2	4.9	30.9	9.6	9.6	4.2			
	ト レ セ ン	7	5	0.7	90	12.9	94.7	26	3.7	27.4	4	15.4	33.4	8.8	8.8	1.9			
計	19	26	1.4	301	15.8	92.0	99	5.2	30.3	4	4.0	35.5	10.8	10.8	5.7				
受託専門	計	16	23	1.4	271	16.9	92.2	82	5.1	27.9	3	3.7	35.5	10.0	10.0	5.5			
育成	生産地	3	3	1.0	30	10.0	90.9	17	5.7	51.5	1	5.9	35.4	13.9	13.9	7.0			
自家	育 成	5	6	1.2	53	10.6	89.8	22	4.4	37.3	0	0.0	34.2	6.9	6.9	4.4			

注) 数値の明確なもののみ集計

2) 職種別労働力

		調査数		職 種 別		人 数		職種区分		職務区分なし		騎乗係		厩務係		場 長		主 任		事 務		調査数	
		職種区分なし	職務区分なし	職種区分なし																			
全 体	戸 39	人 153	戸 311	人 22	人 10	人 13	人 31	人 540	人 3.9	人 8.0	人 0.6	人 0.3	人 0.8	人 13.8									
計	34	131	278	21	10	11	30	481	3.9	8.2	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.9	14.1	
受託専門	計	15	44	67	10	2	8	23	154	2.9	4.5	0.7	0.1	0.5	0.5	0.1	0.5	0.1	0.5	1.5	10.3		
育成	生産地	8	27	15	4	1	12	59	3.4	1.9	0.5	0.9	0.3	1.0	0.1	1.5	0.1	1.5	1.6	7.4	13.6		
	ト レ セ ン	7	17	52	6	2	7	11	95	2.4	7.4	0.9	0.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.6	—		
計	19	87	211	11	8	3	7	327	4.6	11.1	0.6	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	17.2		
受託専門	計	16	71	197	9	8	3	6	294	4.4	12.3	0.6	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4	18.4		
育成	生産地	3	16	14	2	1	1	33	5.3	4.7	0.7	0.7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	11.0		
自家	育 成	5	22	33	1	—	—	1	59	4.4	6.6	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	11.8		

注) (1)の注と同じ。

馬経験年数は9.5年だが、在場年数は4.2年である。とりわけトレセン周辺の受託専門牧場では、在馬年数が1.9年と短い。トレセン周辺では、牧場に慣れ、騎乗技術を覚えるとすぐ競馬場やトレセンの厩務員になってしまう者が多といわれ、騎乗可能者の確保に苦労しているようである（第22表）。第23表をみると、1牧場当たりの騎乗係は3.9人、厩務係は8.0であり、先の第18表と重ねてみると、騎乗者1人当り8頭の育成馬（育成馬房の70%—年間平均稼働率として）、厩務係1人当り6.4頭（育成馬+繁殖牝馬——第18表（注）参照）の馬を扱っていることになり、育成馬1頭当りの騎乗者は不足している状況がわかる。

雇用労働力の賃金形態については表出しないが、賃金形態や諸手当はまちまちであり、職種、年齢、経験年数等によってもあまりにも較差がありすぎ、一定の基準値を出すことはできない。大まかに見て厩務係の賃金は月額10~16万円、騎乗係の賃金は12~18万円位が相場であり、騎乗手当としての特別手当を出している所は少なく、出している場合は1~3万円位である。雇用者の平均年齢が35.5歳ということを考え合わせると、そして諸手当があまりなく、保険等加入率が低いことを考え合わせると、かなり不安定・低賃

第23表 育成調教の内容

单位：戶

金であるといえる。雇用賃金は地場産業臨時雇用賃金の水準を出ていないとみてよいだろう。

次に育成施設での育成内容をみよう。

預託馬の入厩は2歳10~11月と3歳1~2月、もしくは3~4月に集中している。当歳から入るのは少なく、また4歳馬は休養馬であるとみてよい。育成の内容は、調馬索と追運動を実施しない所が多少みられるほか、ほとんどの牧場は騎乗運動を実施する。しかしその内容は施設の内容や技術の違いに応じ、かなり差があるとみてよい。生産者の段階で馴致がほとんどなされておらず、人に慣れていない馬や「あばれ馬」にはどこの牧場も手を焼いている（第23表）。

次に預託契約書の有無と保険加入の義務づけの有無についてみよう。受託育成をしている34牧場のうち受託にあたって文書契約を交わしているのは9牧場、ケース・バイ・ケースの7牧場を入れても半数に満たない。また保険加入の義務づけをしているのは僅か2牧場にすぎない。文書契約をしていない牧場が多く、保険加入の義務づけをしていない育成施設が圧倒的に多いことは、大きな問題であろう（第24表）。

預託料については第25表に示した。預託料といつても条件内容はそれぞれの牧場によって異なる（治療費・削蹄料・注射代等をどちらが支払うか）し、前述のように育成施設の施設や技術はかなり異なっており、預託料の高低を単純に比較してもあまり意味はない。まして平均値なるものを出しても仕方のないところだが、ここでは一般的傾向を知るためあえて平均値も出すと、騎乗料込みで（諸条件は無視して）2歳馬はほぼ14万、3歳馬はほぼ15万円ということになる。また専門経営と兼業経営を比較すると、兼業経営の方が若干安いようであるが、これは兼業経営は料金の幅が大きく、特定牧場（系列牧場）の馬のみを預託するとか、サービス的に育成をしている牧場もあるため、預託料水準としてそれほど差があるとは考えられない。

第24表 預託に際しての契約書の有無

単位：人(%)

	集計数	計	有	無	不明
全体	166	129 (100)	22 (17.0)	107 (83.0)	37
東	98	76 (100)	12 (15.8)	64 (84.2)	22
西	67	52 (100)	10 (19.2)	42 (80.8)	15
無	1	1 (100)		1 (100)	

第25表 1カ月当たり預託料(騎乗料込み)

単位：戸、(円)

		8万円	9	10	12	13	13.5	14	14.5	15
2歳	専門兼業	1	1	3	3	1	1	4	1	3
3歳	専門兼業	1		1	1	2	1	1		4
		16.5万円	17	17.5	17.7	18	20	計	(平均値)	
2歳	専門兼業		1	1	1	4		15	(146,133)	
3歳	専門兼業	1	2	1	1	4	1	15	(154,467)	
							18		(141,944)	

注) 1. 1日単位の預託料は月30日として計算。

2. 2歳馬の10月以降に料金が変更する牧場は10月以降の料金をとった。

3. 預託料をサービスとしている牧場は除く。

ではこの預託料はどのような算定方法、どのような考え方で決定しているのだろうか。

調査表では、①預託料項目の総額に対する割合 ②採算分岐点はどの程度と考えるか（業務内容・厩舎稼働率などを勘案した場合のおおよその金額）③その他（同業者の参考等）と算定根拠を問うべく調査した。だが、預託料算定を費目ごとの集計や採算から割り出したものは少なく、多くは「おおよそであって厳密には考えていない」「自分の施設と周りの相場をみて」つまり

「ドンブリ勘定」で決めている場合が多い。それは稼働率等、不確定要素が多く、算定しづらいことのほか、収支計算をして預託料を算出しても、その額が相場とはかなり異なるためであろうかと思われる。項目別の総額に対する割合で記入のあったものを大まかに見ると、飼葉料は預託料全体の30~40%，人件費40~60%，飼葉料、人件費合わせて70~90%と幅があり、とくに人件費の割合に大きな幅があった。実際に費用項目の積算で預託料が決まるといえば、飼葉料、資材費にはそれほどの差が表われるとは考えられず、人件費、施設の償却費の差が預託料の高低を決定づけるものと考えられる。

償却費と利子の割合を10~20%と見込んでいると答えたのは1割程度であり、ほとんどの経営は「償却費は出ない」「考えていない」と答えている。そのため多くの経営は「赤字である」と答えている。また生産兼業牧場のいくつかの経営主は「生産、育成のトータルで採算を考えている」「繁殖部門の黒字で育成・調教部門の赤字を補填している」といっている。

費用項目の積算ではなく別の基準で、「地方競馬(船橋)の預託料26~27万円の1/2を目安にしている」あるいは「軽協千葉支部の基準(2歳9月までは12万円、10月から14万円、休養馬10万円)によっている」というのもあった。

「採算分岐点はどの程度か」の質問に、採算の合う預託料金を具体的に示したものは10経営である。このうち採算分岐点が25万円と答えたのが1経営(この経営の預託料15万円)、20万円と答えたのが6経営(これらの経営の預託料はそれぞれ18万円、17万円、15万円、14.5万円、14万円、11万円)であり、18万円、15万円、13万円と答えたのがそれぞれ1経営づつ(同10万円、12万円、8万円)あった。採算分岐点と実際の預託料との間にはかなりの差がある。

採算分岐点との関連では年間の稼働率が問題になろう。経営の内容や諸条件が異なるので稼働率だけをとり上げてもあまり意味はないが、採算の合う

稼動率は60～80%，と考えられている。

以上のように現実の預託料については、「安すぎる」「合わない」とする牧場が多い。諸経費の値上がりの中で、預託料を数年据え置きという牧場もある。したがって預託料を上げるか、稼働率を高めるか、経営を合理化するかの選択に、多くの牧場は迫られている。だが、「需給関係」や「相場」を考えると預託料の値上げはしにくいと考えている牧場が多いようである。しかし、「自家労賃で既存の草地、施設を経営すれば12万円でも採算が合う（この牧場は12万円の預託料）」という牧場や、償却費、利子を含め十分採算が合っているとした牧場も僅かながら存在する。

以上のことから、昭和45年ないし50年以降新しく育成を業とする者が成立し今日に至っていること、育成施設の中でも生産兼業、受託専門、自家育成と、経営形態や育成の位置づけによって、かなり内容、規模が異なること、産地育成施設とトレセン周辺の育成施設とではその内容も役割もかなり異なること、同じ育成施設とはいっても、草地面積や施設、経営規模にかなりの較差があることがわかった。また全体としては、育成・調教をする草地基盤、施設・労働力の基盤は脆弱・零細であり、育成施設それ自体に多くの矛盾が存在することは指摘しえよう。今回の調査対象牧場は比較的大規模な牧場が多くなったことを考え合せると、「育成問題」の解決を育成施設に全面的に委ねるにはあまりにも問題が多いと言わざるをえない。

それでは育成施設に預けている馬主の評価は如何ようなものであろうか。育成馬を購入後、預託料を支払って預託育成をしたことのある馬主は166人(86%)であるが、その馬主たちの評価をみてみよう。

調査表では「預託の結果をあなた自身どのように評価していますか。よかったです、悪かったことを具体的に記入してください」と問うた。したがって多くの回答には評価の両面（良かったことと悪かったこと）がある（例えば

第26表 預託育成についての馬主の評価(記述式回答より整理)

回答者数 166人

ア. 積極的評価	57人(46.7%)
① 馬のためによい	22
② 良いと思う(効果あった)	9
③ 競馬場に比べ預託料が安い	8
④ 競馬成績が良好	5
⑤ 短期間で出走出来るようになった	2
⑥ その他	11(各1)
	馴致・ゲート馴致・騎馬まで効果があった。能力の見通しが出来た。 発育状態が判る。仕上りが良い。目安が立ってから入厩出来る。 馬が成長した。良心的管理、良く世話をしてくれた。 連絡が密である。事故なく満足。調教過程を聞いて入厩 することが出来る。
イ. 否定的評価	19(15.6%)
① 技術・施設が不十分	11
② 効果がなかった	4
③ 馬が悪くなつた	3
④ 馬主が思っている程調教はしていない	1
ウ. どちらともいえない	46(37.7%)
① 育成場(人)によって扱いはマチマチである	18
② 倉庫事情によりやむをえず預託した	8
③ 調教師まかせでわからない	6
④ 普通	5
⑤ その他	9(各1)
	預託しないよりはよかったです。多大な期待はもたなかつたが、 ある程度の効果があつた。もう少し長時間トレーニングしてほしい。 ケガを恐れて高馬を育成しない。私はトレセンで調教することを希望 するが…。 競馬場に行って手がかかるが、入厩後の調教に対して無理がきかない。 特に評価しないが、地元だし近くで馬を見ることが出来る。 初年度は良くやつたが、2年目はまじめにやらない。
エ. わからない	50

「馬のためにはよいのだろうが効果という面では判断しかねる」「預託料は安いが技術・施設は不十分」等)。したがって両者を切り離し、さらに記述式回答の中味を大きな項目で整理したためニュアンスの差がなくなるなど難点は多いが、見易くするため第26表を作成した。

これによると預託育成をした経験のある馬主166人のうち116人が何らかの評価を行い、回答している。「わからない」者が50人もいるということは、郵送によるアンケートの限界もあるが、「評価しえない」ためや「他人(調教師)に委せているのでわからない」という者も多く含まれているものと思われる。馬主といつても、零細馬主や馬主歴の浅い者の中にはほとんど、あるいは全面的に調教師に委せている者も多く、育成施設やその育成内容について知らない者も多い。近年調教師の権限が強くなっていることでもあり、この傾向はさらに強まるであろう。

さて預託経験のうえでの評価を、「積極的評価」「否定的評価」「どちらともいえない」の三者にあえて区分し、整理すると(重複回答あり)、「積極的評価」は46.7%「どちらともいえない」37.7%、「否定的評価」15.6%となり、全体として「概ね評価するがいくつかの問題がある」ということになろうか。

「積極的評価」の中身は、「馬のためによい」、「競走馬として好成績につながった(目安がつくようになった)」、「経済的に助かる」というのが多いようである。

「否定的評価」としては、「効果がなかった」「杜撰でありかえって馬が悪くなった」「技術・施設が不十分で、まかせられない」とする意見に集約される。

「どちらともいえない」の中身は、「牧場によりまた調教する人によりまちまちであり一概に言えない」「厩舎事情によりやむをえず預託したので初めから期待していなかった」「調教師まかせでわからない」、あるいは「連絡がないので評価しようがない」というものである。

ともあれ、以上のこととは前述してきた、育成施設の諸問題や育成施設間の

較差の存在という問題にもつながる。

なお、「預託育成を始めてから最近の3年間（昭和54～56年）のうち1年間でも預託しなかった」理由は「預託する馬がいなかったから」「生産牧場できちんと育成してくれた」「直接競馬場へ入厩したから必要なかった」という者が多いが、「育成施設では事故の責任が明確でなく」「故障をかくすし、飼葉も満足に与えていない」等、育成施設への不信・不安感があるので預託できないという馬主もあり、育成施設の問題性をここでも確認できた。

### 小 括

以上、現在の育成施設の諸問題をみてきたが、ここでそのまとめを行うと次のようになろう。

第一に、育成施設の牧場面積は総じて狭隘であり、馬場や施設等は必ずしも十分な馴致・調教に耐えうるものではなく、また牧場・施設を拡充するにもその草地基盤をもたない場合が多い。

第二に、育成技術や内容も個々の牧場や個人によってバラバラであり、卓越した育成・騎乗技術をもつ労働力は質量とも不足しており、極端な場合は育成とは名ばかりで、放牧に毛のはえた程度しか行なわない牧場すら存在する。もちろん、大牧場やオーナー・ブリーダーの中には、長い歴史や経験をもち、十分な施設と技術の下で競馬場顔負けの仕上げをする育成施設もある。むしろこのように、同じ育成施設でも、施設や技術面でかなりの較差が存在するというのが現実の姿であろう。

第三に、育成施設（あるいは育成部門）の経営問題がある。育成施設の経営分析を本格的に調査したものではなく詳しいことはわからないが、育成施設（育成部門）の多くは赤字であるという。

育成施設の経営に直接かかわる問題として、預託料をどの程度にしたらよいかという問題がある。預託者が生産者（預託料を負担）である場合は、かなりの高価格を見込める馬でないと預託しないであろうが、それでも支払え

る預託料には限度があろう。預託者は馬主である場合が多いが（育成内容にもよるが）馬主経済の厳しい折、これ以上の預託料の支払いは困難が伴う。他方、例えば専門の育成施設は預託料のみで経営の採算を計る以外なく、預託料を値上げしないと採算が合わないとする経営が多い。「産地育成の充実」という要望が強くなってくる場合、新たな施設・放牧地への投資を行なわねばならぬが、その償却を考えればさらに預託料は高くならざるをえない。今日でも預託者の支払い能力と受託者の採算の合う預託料との間には、かなりのギャップが存在するが、現実には両者の妥協の産物として預託料水準が決められているのである。育成施設の内容やその技術によって預託料にもかなりの較差があり、一定の基準を決めることができない、ということも大きな問題である。

第四に、育成施設に預けた期間の危険負担の問題がある。軽種馬が生きものであり、育成施設でかなりの運動を負荷するとすれば、預託期間におこる事故は避けられない。今までこの間の危険負担は、ほとんどの場合故意や過失を除いては預託者負担になっている。今のところこの間の事故についてのトラブルはそれほど表面化していないが、今後さらに育成施設への預託志向が強くなっていけば遠からず問題になろう。預託契約が明文化されていない問題、保険加入の義務づけの明確化といった問題と合わせ危険負担の明確化は是非とも必要であろう。それとともに育成中の事故についての保険や共済保険の適用範囲の拡大をはかることも検討課題の一つであろう。

第五に、育成の位置づけの明確化に欠かせないのが「育成の評価」の問題である。今のところ「育成の評価は」判定しにくく、人により立場によりかなり異なる。育成施設により育成内容が違いすぎることもある。今回の調査でも預託をした馬主の中には、「効果がなかった」あるいは「むしろ悪くなった」という者もいる。効果がはかりづらいということが預託者の信頼を十分に獲得できず、また預託料水準が定まらない理由であることは繰り返し述べてきた。

ともあれ、育成段階の評価はそれ独自にはむずかしい。ある馬がよく走ったとする。その要因は血統であるのか、生産者の育て方がよかったのか、育成段階での成果なのか、はたまた調教師の調教・管理がよかったのか、乗り役がうまかったのか、その判断はむずかしい。しいていえば全ての要因が重なり合って一頭の「よく走る馬」が出来たという以外ないであろう。だが、調教師、騎手、厩務員には進上金が、生産者には生産者賞が与えられるのに対し、育成段階での評価は物質化されてはいない。そこで、どのような方法や基準で決めるかはともかく「育成者賞」を支給すべきだとの声が育成者から出てきた<sup>2)</sup>。

以上、育成施設の諸問題を整理してみた。育成施設をめぐる今日の諸問題を要約していえば、育成施設の位置づけが必ずしも明確ではなく、「育成」が分業体制として確立しているわけではないにもかかわらず、現実には育成段階の大きな役割を育成施設が担っていることからくる矛盾の表われであるといえよう。

1) この調査報告書によると「日本中央競馬会が調教師より、管理馬が育成・休養・調教のために利用した牧場を聞き取りによって調査」し判明した牧場は265ヶ所あった。このうち202牧場を選定し調査した結果、生産も行なっている牧場が142(70.3%)で育成専門牧場は60(29.7%)であった。

組織形態は約1/3が個人であとの2/3は会社形態であるが、育成専門牧場は会社形態の割合はさらに大きい。創業は戦後というのが79%で圧倒的に多いが、預託開始年次は昭和44年以降が70%と多く、特に育成専門牧場は88%が44年以降の預託開始である。また、労働力は1牧場平均8.5人、騎乗者は3.9人であった。さらに育成を行なっている200牧場についてその内容をみると、放牧馴致のみ(運動負荷せず)行なっているのが5牧場、騎乗のみが24牧場、追運動のみというのが13牧場であり、ほとんどの育成施設は育成、追運動、騎乗と一貫した内容を行なっている。運動の内容は騎乗運動を行なっている182牧場までが駆歩まで行なっている。預託料は、53、54年時点で騎乗しない場合の平均が93,000円/月、騎乗する場合は118,000円/月で、ここ

から逆算すると騎乗料は25,000円/月ということになる。

2) このような状況の下で、昭和57年2月に日高管内の民間の育成者が集まり「軽種馬育成協会」(会長岩本政光参議院議員、事務局㈱ジャパン・スタリオン・ノミネーション・カンパニー)を発足させた。規約によると「軽種馬育成協会」の目的(第2章)は以下の如くである。

第3条 本会は預託管理業務を円滑にし、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員相互の共同利益を図るため必要な事項。
2. 預託管理業務に関する諸問題の解決に努める。
3. 預託管理業務に関する情報の提供。
4. 会員相互の育成業務遂行のため関係機関との折衝。
5. 本会の目的を達成するための必要な事項。

「軽種馬育成協会」発足時の会員は44名である。会が如何なる成果を上げうるかは今後の活動を見守るほかない。規約に記された目的に沿い当面は①育成の現状を関係機関にPRし ②「育成者賞」はじめ育成施設の位置づけを明らかにさせ ③育成技術、騎乗技術を向上させ ④情報交換や預託者のとりまとめを行ない ⑤競馬場で不用になった施設・機器(発馬機、馬場均し、中古車等)の払い下げ要請を行なう、等の活動を計画している。ともあれ「育成協会」の結成それ自体が今日の「育成問題」の問題性を物語っているといえよう。

## 5. むすびにかえて

生産過剩下の産地対策として、あるいは競走馬の質的向上という点からみて今日の「育成問題」の解決は急務であり、何らかの対策がたてられねばならぬ時期に来ていることは間違いない。その対策が、公共育成施設の設置や、既存の民間育成施設への補助なり、拡充という問題になるのかはともかく、現在の育成施設に委ねこのまま放置しておくことは出来ないであろう。軽種馬に対する農政の位置づけは、若干の補助がなされるようになったとはいえ、まだ無いに等しい。軽種馬生産の担い手の多くが農民であり、かつその農民が戦後の農政展開によって軽種馬生産に追い込まれたことを考えると、「育成

問題」のみならず軽種馬生産全般にわたる抜本的な対策がでなされなければなるまい。

「強い馬づくり」どころか、このまま産地での2歳秋～3歳の滞留が増え続ければ育成馬の事故の多発や運動不足の「もやし馬」をつくり、離乳後の当歳馬の馬房すら圧迫しかねない。その意味で「育成問題」の解決は競馬主催者にとってのみならず、生産者にとっても解決が迫られている焦眉の問題なのである。

以上のような「育成問題」の解決のために最近公共育成施設を設置せよという声が上ってきた。この辺の事情を先の「答申」は次のように述べている。

「最近調教師は、トレーニング・センターにおける馬房数の逼迫や労務管理上の事情などから、生産者に対し、初期調教を行うことを要請している。これに対応して一部には、育成を業として始める者もあらわれているが、技術の不足、経済的負担の増大などの理由から、生産界としては公共の育成施設を整備してほしいとの要望がある。」

「しかし、初期調教そのものは、本来的に調教師の職分に属すべきであるとされているが、厩舎制度のひずみや馬房数の逼迫などからこのような現象があらわれているとするならば、改めるべきは制度そのものであり、育成施設の整備は必要だとしても、それだけで足りるとする問題ではないはずである。」

繰り返し述べてきたように、今日の「育成問題」は、日本の軽種馬生産構造や競馬サークルにおける構造的矛盾の表われであり、「育成問題」を現出させた構造や制度そのものの改善なしに抜本的な解決とはならないであろう。

軽種馬生産はあるいは農業生産の一部門としてみれば特異な部門であるかもしれない。しかし、日本の軽種馬生産の歴史をみると、そこには間違いなく「農業問題」の一環として解かないわけにはいかない構造を抱えている。

一般の農家が軽種馬生産に手を出し、しかも軽種馬にはほぼ全面的に生活を依存している国は日本だけである。しかも日高地方はそうした農家によって、地域の農業・産業が成り立っているのである。「高度成長」以前の日高地方は、戦前からの馬産の伝統により軽種馬生産が行なわれていたものの、それは局地的、限定的であって、多くは畑作、稻作、酪農中心の農業地帯であった。しかしながら、畑作物は価格が不定的であり、酪農は経営規模の小さい日高地方では多頭化はままならず、稻作は生産調整により縮小されてきた。「高度成長」期の競馬ブームにより、数年の間に畑作、酪農、稻作にとって代わり、軽種馬が日高地方の主役としてのし上ってきたのである。その軽種馬が今日では生産過剰となり、さまざまな問題を抱えるに至っているのである。したがって過剰問題や、本稿のテーマである「育成問題」は戦後農政の矛盾が日高地方に現われた特殊な問題であるとすることができる。

他方、昭和40年代以降の競馬ブーム以来、競馬収入は増大の一途を辿ってきた。この数年の不況で競馬収入は停滞してきたものの、中央競馬の勝馬投票券売得金額は年間1兆円を優に越えている。競馬自体も、レジャー・スポーツという要素より、ますます射幸的性格を強めてきた。その中でこの数年、いくつか不正問題が発覚し、中央競馬会の体質が問題になってきた。中央競馬の場合、国が直接の胴元でないにしろ、その指導の下で競馬が開催され、その収入の多くが、国庫に入っていく。したがって少なくとも中央競馬の場合、国が軽馬種をめぐる不明朗な生産・流通構造を打破すべき責任にありながら、ひとたびでき上った寄生的、退廃的ともいえる諸制度にメスを入れられないできた。ここに最大の問題がある。実は、このようなギャンブルや競馬に対する政策と、本稿でみてきた厩舎制度をはじめとする不合理な制度の存在とは無関係ではないだろう。その意味で、今まで述べてきた「育成問題」も、戦後農政の破綻の現われであり、今日の日本資本主義の寄生的な構造の投影された問題であるとすることができよう。（文責 岩崎）